

令和7年第5回教育委員会臨時会 議事録

日 時：令和7年3月19日（水）午後1時10分

場 所：香南市役所6階 604・605会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、森本美穂委員、亀川孝志委員

事務局：門脇教育次長、小松学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、
小松(泰)教育研究所長、山崎学校教育課長補佐（記録）

議 題

議 事

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	議案第22号	香南市教育委員会行政組織及び事務局処務規則の一部を改正する規則について
日程第3	議案第23号	香南市補導センター規則の一部を改正する規則について
日程第4	議案第24号	香南市立給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
日程第5	議案第25号	香南市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必用のある職員の勤務時間帯に関する規則の一部を改正する規則について
日程第6	議案第26号	香南市駅伝競走大会選手派遣費補助金交付要綱の制定について
日程第7	議案第27号	香南市立小中学校における医療的ケア運営協議会設置要綱の一部を改正する告示について
日程第8	議案第28号	香南市立学校等準公金取扱要領の一部を改正する訓令について
日程第9	議案第29号	香南市教育委員会事務局及び幼稚園等職員の人事異動について
日程第10	報告第1号	令和7年度香南市教育行政方針について
日程第11	報告第2号	香南市いじめ防止基本方針について
日程第12	教育長の報告	
日程第13	その他	

開会 午後1時10分

○教育長

ただいまから令和7年第5回香南市教育委員会臨時会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1第1「議事録署名委員の指名」つきましては、森本委員さんお願いします。

日程第2、議案第22号「香南市教育委員会行政組織及び事務局庶務規則の一部を改正する規則について」から、日程第9、議案第29号「香南市教育委員会事務局及び幼稚園等職員の人事異動について」まで、を提案しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

なお、詳細な説明は各議案の担当の課の方から説明をするようにいたします。

それと、議事に入る前に、本日の案件で、日程第 9、議案第 29 号につきましては人事案件ということになります。

個人の内容に関わる案件となりますので、これにつきましては非公開とすべきと考えますけどもいかがでしょうか。

(全員異議なし)

○教育長

それでは議案第 29 号につきましては非公開とさせていただきます。

では、日程第 2、議案第 22 号「香南市教育委員会行政組織及び事務局処務規則の一部を改正する規則について」担当より説明をお願いします。

○教育次長

はい。

議案第 22 号、香南市教育委員会行政組織及び事務局処務規則の一部を改正する規則について、香南市教育委員会行政組織及び事務局処務規則の一部を改正する規則を提出する。

提案理由は、教育委員会事務局の分掌事務を見直すことにより、教育委員会の所管する施設の管理営繕等の業務を適正に、また効率的に行うことができるように改正するものです。

教育委員会の各課では、学校や保育所、社会教育施設、社会体育施設など非常に多くの施設を所管をしております。

現在はそれぞれ所管する課の職員において修繕や改修、また新築などの事務を行っております。

しかし、各課すべてに建築建物の設計や施工、入札契約などの事務、いわゆる営繕の経験のある職員が配置されるとは限らず、配置された職員において自分で勉強したり、詳しい人に聞いたりして対応をしている状況です。

また、課内にそれをしっかりと指導できる職員や管理職がいないことから、担当職員に係る負担は大きく、また、新たな人材を育成する余裕も十分でない状況となっています。

そのため、今回の改正によって、学校教育課の教育総務係の専門的な知識や経験を持った職員が関わることで営繕業務を適正に、またチェック体制や人材育成の強化を図りたいと考えています。

あわせて各課がそれぞれ行っていた業務の統一化や教育委員会全体の計画的な施設管理も行われることを期待しています。

詳細につきましては、別紙の新旧対照表で説明をします。

新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

ここから 7 ページまでが教育委員会の各係が所管する事務を掲載している表となります。

まず 1 ページ目の学校教育課の所掌事務の教育総務係について 13 号、(13)というところですが、13 号をもと、「学校その他教育施設(生涯学習施設を除く。)の管理営繕に関する事」となっていたものを、すべての施設を対象とできるように、「学校その他教育委員会が所管する施設に関する事」に改めました。

そして、括弧書きで「教育長が別に定める事務に限る」とありますが、これがいわゆる今後教育総務係で所管する事務になります。

これは回議書で定めることを予定しておりまして、現在考えている内容は、教育施設の点検・調整・設計及び施工に関する事、正しい維持管理に関する事務や学校教育課以外の少額修繕等を除く、また教育施設の維持保全に係る企画及び立案の支援に関する事、営繕業務の標準化に関する事、教育委員会事務局各課の営繕業務及び契約事務に関する相談・指導・支援に関する事。また、各関係課との連絡調整に関する事などを考えています。

7 年度の人員配置がどのようになるのか未定であることなどから、異動の発表後に具体的な内容で検討し、決定をしたいと考えています。

また、基本的な施設の所管課は従来通り担当課ですし、少額修繕については今まで通り各課の担当者で行うこととなります。

そのため、これ以降の部分については、各係の施設管理の部分を明確にするために改正をしているところです。

まず、3 ページの給食係のところの 3 号「給食施設の管理営繕に関すること」については、「管理の中に営繕も含まれることとの解釈で管理運営ということに変更しています。

それからこども課こども係は第 2 号ですけど、子ども教室についての記載が明確にされていなかったことから、施設管理分も含めて、学童保育に関することというところを、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業に関することに修正をしています。

そして次に、第 3 号として子育て支援センターの施設に関することを追加しました。

そのため旧の 3 号 4 号を 4 号 5 号と繰り下げています。

次に、次のページになりますが、幼保支援係の 9 号の次に、保育所、幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の施設に関することを追加して、旧の 10 号を 11 号にしました。

生涯学習課は変更がありません。

これらによって基本的には各課が所管する施設は、担当する課が所管することになりますが、今後回議書で定める内容については、教育総務係が受け持ったり支援などで関わっていくこととなります。仮に新たな保育所を建設することとなった場合は、建設しようという計画であったり、予算計上はこども課で行いますが、具体的な施設の設計や工事に関する書類の作成などについては、教育総務係の営繕担当が受け持ったり、計画策定の段階からこども課と連携して業務を行うというものです。

説明は以上です。

○教育長

説明が終わりましたが、本件についてご意見やご質問はございませんか。

○亀川委員

人事で今年どういう体制になるのかっていうところが分かってない中で、こういうふうな改定をするので、その人事とうまくマッチできるのかなっていうところあたりは心配をしてるんですけども。

職員の増員とかそういうことはなしに今の体制の中で、そういった支援だとか施設のところを、教育総務の方で引き継いでやっていくっていうことで、プラス 1 とかそういうことではないのですね。

○教育次長

お答えします。

一応人事の方を主にやってくれている総務課の方には、今後こういった体制でやっていきたいので、そういうことを前提とした人員配置をお願いしますということは伝えています。

ただ、もともと先ほども言ったように、それぞれの課に担当職員が 1 名しかいないような状況も今までもあったことから、少なくとも人員が今のままであったとしても、同じ部署の中に集まってみんなでやることによってチェック体制の強化になったりとかいう部分でも今よりはより改善されるというところで、この規則の改正ということで今回提案をさせてもらっています。

人員が十分に確保できるようなことがあれば、先ほど言った回議書で定める内容について、より充実した内容であったりとか、少額修繕もいくら以下は担当課、いくら以上は営繕の担当でやるっていう部分についても、状況によって揺り動かしができるのかなと考えています。

以上です。

○亀川委員

そういうふうな体制の方が、今までの従来よりはずっと組織としては強くなっていくんじゃないかなというふうには思います。

○教育長

この形に組織をこういうふうに直したいっていうことについては、僕が課長やった時からもう話題になっていたことではあったんですけども、なかなかそれを具体的に提案というか、形に持ち込むのには時間、期間がかかったんですね。もう前々からこの方が効率的にもいいだろうし、特に営繕に関わっての専門的な部分を確認しながら進めたい専門職みたいなのがありますので、その形でやっていった方がずっといいだろうって言いながら改定、改革できな

ったことということにはなりません。
他、質問ご意見等ございませんか。
なければ、採決を行います。

議案第 22 号につきましては、承認ということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 22 号「香南市教育委員会行政組織及び事務局処務規則の一部を改正する規則について」承認することに決定いたしました。

では続きまして、日程第 3、議案第 23 号「香南市補導センター規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○生涯学習課長

はい。

議案第 23 号「香南市補導センター規則の一部を改正する規則について」を提出する。提案理由、令和 6 年度末をもって補導センターへの補導教員の配置が廃止となることから補導教員の名称を削除するものです。

新旧対照表 8 ページをご覧ください。

言葉のとおりになるんですけども、補導教員という形の各学校から配属になっていた先生がもう 6 年度末をもって高知県下全域なくなる、ということになりました。

そのことに伴いまして、新旧対照表の「補導教員 1 名」がなくなります。もし、補導教員が復活したとしたら、「その他の職員」を今回作っておりますので、そこに網羅されるという形になります。

ただ、学校の現役の先生が来ることはないと同っておりますので、こういう形で今回削除させていただくということの提案になります。

以上です。

○教育長

特にご意見ご質問等ございませんか。

なければ本件について採決を行います。

議案第 23 号につきましては、承認するというご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では、ご異議なしということで、議案第 23 号「香南市補導センター規則の一部を改正する規則について」は承認されました。

次、日程第 4、議案第 24 号です。

「香南市立給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」担当より説明をお願いします。

○学校教育課長

香南市立給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を提出します。

提案理由は、給食の欠食の取り扱いについては、事務の煩雑化解消・負担軽減を目的として、他団体の例にならい、対象の欠食日数の変更を行い、あわせて見込在籍人数や臨時に給食を行わないときの報告期限等について、円滑な運用ができるよう改めるものです。

新旧対照表の 9 ページをお開きください。

第 5 条の「平成 18 年香南市教育委員会規則第 7 号」を「平成 19 年香南市教育委員会規則第 8 号」に変更しています。

6 条は「第 1 項」を「前項」に、9 条の方は毎年「3 月 1 日」を「3 月 15 日」に、続いて 11 条の「欠食の措置」というところですが、こちらは新しくいくつか設けまして、新しく第 11 条に、「児童及び生徒の欠食の減額については、欠食する 4 日前までに届け出なければならない。」

2 項として「教職員の欠食の減額については欠食する前々月の末日まで届け出なければならぬ。ただし、移動または病気休暇による欠食については、前項の規定に、規定を準用する」第 3 項としまして「減額の対象となる欠食については、連続して 3 日以上欠食する場合とする」

10 ページにいきまして、4 としまして「その他教育委員会が特別な事由があると認めたときは、前 3 項の規定にかかわらず減額することができる」

続きまして、第 12 条は「1 週間前」までっていうところを「前々月の末日」までというふうに変更するものです。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するということをお願いしたいと思います。

以上です。

○教育長

はい。

前々月の末日なので、確実にひと月は空けるっていう意味よね。

○学校教育課長

はい。

○教育長

この件につきまして、質問等ご意見ありませんか。

○亀川委員

かまいませんか。

○教育長

はい。

○亀川委員

事務の煩雑化を解消するっていうところ言えば、どこが一番大きく改善を狙ってるんですか。

○学校教育課長

一番はですね、ここの給食センターは今までは子どもたちが給食を止める行事があるときに「急に止める」と言っても、それをサービスで止めることを受け入れたりしてたんですけど、そういうことが一番煩雑になってた。

他の給食センター、他市なんかはそういう今回の規定に倣ったような形でやってるんですけども、そこが大きく改善される場所じゃないかなと思います。

○亀川委員

ちょっと心配をするのは、体育祭や運動会が予定通り実施できなかったときに、給食があるので、そこでは給食を食べて実施すればいいということで、特に支障はないという判断でいいんでしょうか。

○学校教育課長

行事等はもうすでに年間計画の中で提出してもらってますので、そこらでは対応ができると思ってます。

あと、急遽のところでは、「その他教育委員会が特別な事由があると認めたときは規定に関わらず減額することができる」という文言があるので、急遽の行事のところまで配慮するかということはまた検討していくということだと思います。

○亀川委員

ちょっと予期できない、予想できない支障が出てきたときに柔軟に対応するということではないと、ちょっと予想がつかないことが、影響してきたら困るのかなと。

○学校教育課長

台風とかそのようなことで急に休校になったり、インフルエンザとかで休校になったときは対応できるようになっていて聞いています。

○教育長

これ、以前までは対象が児童生徒の分と教職員の分との書き分けがなかったので、同じルールやったけども、今回からこれが書き分けられて、給食費の支払いの減額が子どもの方はこれまで通りで対応になるんだけど、教職員についてはこれまでとは違う形になって、即座の場合については、基本的には対象から外すというのが基本の考え方っていうことよね。

○学校教育課長

そうですね。

○教育長

ただし、ちょっと想定ようせんようなことが起こったときに、場合によってはそれは対象と考えることもできるっていうのを残してある。

まとめたらそういう考え方っていうことですよ。

○学校教育課長

はい。

○教育長

子どもの対応も変わった。

○学校教育課長

子どもも欠食する 4 日前までに届け出なければならない。

○教育長

4 日前までは変わってないけど、連続して 3 日以上欠食する場合っていうのは、これは教員とも子どもとも書かずに、3 項はそうなので、結局子どもも 1 日休んだだけのものっていうのはもう対象にはならないということ。

○学校教育課長

はい。

○教育長

はい。

他、ご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。

では採決を行います。

議案第 24 号ですね、議案第 24 号について承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

はい。ありがとうございます。

ご異議ないようですので、議案第 24 号「香南市立給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」承認することに決定いたしました。

では、続いて、日程第 5、議案第 25 号「香南市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○こども課長

議案第 25 号、「香南市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」、香南市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を提出する。

提案理由、野市東こども園が令和 7 年 4 月 1 日から開園されること、また、総合子育て支援センター「にこなん」を毎週土曜日開設にすることに伴い、必要な改正等を行うものです。

補足説明をいたします。

新旧対照表の 11 ページをお願いいたします。

休日及び勤務時間の割り振りを定めております第 2 条の表中の区分 1 の保育所及び認定こども園に勤務する職員の第 1 勤務者として「午前 7 時から午後 3 時 45 分まで」、第 2 勤務者として「午前 7 時 15 分から午後 4 時まで」を加えております。これによりまして、これまでの第 1 勤務者以降が 2 つずつずれていきます。

次に 12 ページをお願いいたします。

総合子育て支援センターが来月より土曜日を毎週開設することになりますので、新たに定めるものです。

「週休日は日曜日及び教育長の指定する日、4 時間または 3 時間 45 分勤務日、教育長の指定する日」になります。

勤務日は、基本は 7 時間 45 分ですけれど、再任用職員は 6 時間勤務の者もありますので、括弧書きでその部分については示しております。

土曜日の開設につきましては、午前中ですので勤務した者は平日の勤務時間内に割り振りをすることになります。時間につきましては、病後児保育の受入が、7 時 30 分からになりますので、第 1 勤務者は午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで。第 2 勤務者は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までになります。施行日は令和 7 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

○教育長

はい。

ただいまの説明についてご意見ご質問ございませんか。

より細かく勤務の形態が分かれた。

○こども課長

午前 7 時から始まりですので、15 分おきに勤務形態を作っているのが増えたということと、「にこなん」の方を改めてきちんと表記をしたということです。

○教育長

はい。

ご意見ご質問ございません。

よろしいですか。

○各委員

はい。

○教育長

それでは質問がなければ採決を行います。

議案第 25 号につきまして、承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ありがとうございます。

議案第 25 号「香南市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」は承認されました。

続きまして、日程第 6、議案第 26 号です。

クリップ止めで配布されている分になります。

「香南市駅伝競走大会選手派遣補助金交付要綱の制定について」説明をお願いします。

○生涯学習課長

はい。

説明をする前に訂正というという形で、本日お配りした内容のところで。

今まで事前にお配りしている資料の中とどこが変わったかといいますと、第三条の第 1 項のところ、括弧書きで補助対象経費は当該大会のところから、もともとは「宿泊費」の言葉からスタートしておりますが、そこに「参加費等、スポーツ保険」というものを追加しております。この部分のみの追加となります。

それでは、追加した内容についての説明をさせていただきます。

「香南市駅伝競走大会選手派遣補助金交付要綱の制定について」、香南市駅伝競走大会選手派遣補助金交付要綱を提出する。

提案理由、香南市のスポーツ振興を図るため、高知県市町村対抗駅伝競走大会に市の代表として参加する団体に対し補助金を交付するため必要な要綱を定めるものです。

開いていただきまして、このページでいきますと 12 ページ 13 ページに要綱の内容が記載しておりますけれども、これはもともと基になったものがございまして、香南市スポーツ大会選手派遣費金交付要綱というものがございました。もともとの内容は四国大会以上のもの、全国大会

とかに参加するにあたって、参加費の宿泊費交通費を補助するという制度でした。

今回、この香南市駅伝競走大会っていうのは県の大会になります。

ですから今までの大会要綱ではなく、外出して1つのこの大会のみについての要綱を作成します。改正するというか、内容としてはほとんど同じなんですけど、香南市のスポーツ大会選手派遣費補助金要項には、香南市に住所を有する者しかできないということがありましたが、今回のこの駅伝競走大会はふるさと選手という形で香南市外の子、もともと香南市にいたけれど今県外で大学に行ってる子とかという子も参加ができるというふうになっておりましたので、もともとの要綱に追加することもできないので、その部分について外出しをしたということと、もともとの経費は参加費等という形でしたので、そこにスポーツ保険というものを追加して、必要な経費というものをこちらに明記をした上で、今回新しく外出した要綱になっています。

それと、もともと香南市スポーツ大会選手派遣については、四国大会が例えば高知県で開催された場合については、宿泊費及び交通費の補助対象とはしないという文言がありました。ですが、それではなく、これは高知県の大会ですけど、この要綱を持って宿泊に係る経費も補助をします。補助の金額につきましては、1人当たり5,000円に参加者の数を乗じて得た額、又は少ない方という形で、2条の方で記載をさせていただきました。

ちなみになんですけども、四国大会にスポーツ少年団が行った場合は10,000円以上、10,000円に参加費、全国大会の場合は30,000円、一般の方が全国大会に行く場合は5,000円、国体に参加する場合は10,000円、国際大会に参加する場合は30,000万円というような基準がございました。

それに照らし合わせたときに、妥当な金額5,000円でどうだろうかということで、この内容につきましては市長協議がございました。市長協議の中で、市長の方からこれは補助金を出す方と考えましょうということがございましたので、ある意味トップ判断の中でこの要綱をつくったものです。香南市、今年男子の部が3位、女子の部が2位、伝統的な大会でいつも香南市は上位を修めていることもありまして、市長の方からこの事業についてはということで、外出して今回追加したものになります。1条から記載しております9条までについては、香南市のスポーツ大会選手派遣費補助金の要綱を参考にしておりますので内容としてはそんなに変わっておりません。一応交付施行日は令和7年4月1日からと考えております。様式についてもそんなに変わっておりませんので、こういう形で進めさせていただきたいと思います。

説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明に、質問ご意見ございませんか。

○百田委員

先ほどの四国大会以上。あれは各種スポーツ大会交付要領は四国大会ということですか。

○生涯学習課長

そうです。

○百田委員

市町村駅伝だけということの中で。

○生涯学習課長

はい。

○百田委員

出してあげたらいいと思いますけど、この大会に特化したことだから宿泊費まで入れるのはどうかということと、今までですと走った後で昼食会、昼食を選手・監督と一緒に食べてたと思いますけど、それは監督が負担してたんでしょうかね。

○生涯学習課長

今年ですね、本来ならば市町村の駅伝大会は開催しない話でした。

もともと安芸市が中心になって開催されている事業でした。

それに香南市はバス代を出して、市の事業として出てました。こういう補助金ではなく。

市の職員がバスに乗せてというかシルバーさんに頼んで、2チーム・3チームの人たちを乗せて、安芸までだったら行けてたんですよ、お金もそんなにかからずに。

市の事業として行っていたのが、今回宿毛に変わりました。宿毛が NPO 法人としてこの事業をやりたい、ということで事業を立ち上げたということになりまして、そこまでに行くのに前泊というか、朝の早い時間のスタートになるので、香南市から行く場合として、まずはバスの問題につきましても、ここから 100 キロ以内じゃないとバスが出せないという基準が香南市にはございます。そのこともあって、100 キロを越してしまうということと、朝、前日から行くのか、朝一から朝の 4 時とか 5 時ぐらいから出発することもできない。そのこともあったので、今回はもう参加しないという形で考えておりました。

そしたら、香南市のスポーツをやられてる方々からどうしても参加をさせていただきたいということがあって、今回その補助金という形じゃなくて自主。皆さん奉加帳を集めて形の参加になっております。ただし、これが教育長の許可といいますか、承認をもらわないと参加できないような事業になってたんです、この大会ですね。もともと安芸で行ってた時も、教育長名というか、教育長が認めるっていう話で、事業をしていたものをそのまま引き上げているので、その文言で行きますと教育長が例えばメンバー表の下のところの名前が出てきます、そうすると市が全然関わらないということが難しいので、参加費の負担金、1 チーム 2 万円ですけど、これについてはもううちが出しましょう。参加することは認める。

その経費については、もう今回予算上ないので、もう皆さんで行く方法を考えてもらいたいという話になりました。

ただその話を持って最終市長判断の中で、これについてはある一定香南市という名前を県下で広めてもらってるということもあるので、「何かこう、対策はないか」という話もあったので、こういう要綱を定めさせてもらおうと。

補助金の関係で今回実際行われて、実際かかった経費を聞きました。奉加帳で集まっている金額は 20 万弱集まっています。それでも赤が出たという話があります。

各香南市以外のところについては、中学生の走る部門もあるんですよ。そこについては、町が補助を出したり、大人の部は出さなかったり。まちまちのやり方が団体によって違います。市町村によって。

ただ香南市で開催する場合は参考にさせていただいたのが、香南市のスポーツ大会参加派遣費補助金というものがあって、これを準用したらどうかという話が内々の中で話があって、こういうふうな基準を定めたということになります。どうするかっていう話ですけど、予算上の話はこれで一応通ってはおります。こういう金額ということで。

○教育長

ただいまより、休憩をとります。

(休憩)

○教育長

再開します。

ご意見、ございませんか。

宿泊費についてですが、1 人当たり 1 夜につき 11,000 円が上限ということですけども、これが 11,000 円という金額の根拠が、市の職員の通常の場合の県外がここへはまってるので、県内の市の職員の通常の上限額が 7,000 円。それに準ずるという形にまず 1 つ、ここについては訂正というふうに思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

はい。

○教育長

では、その他、この件についてご質問ご意見等ございませんか。

要綱が変わります。後ろの何号様式になりますかね。17 ページ、別紙 2 です。

○生涯学習課長

ここも 11,000 円を 7,000 円に訂正をお願いします。

○教育長

下のところですね。

○生涯学習課長

はい。

○教育長

ここの 11,000 円が 7,000 円に。

○生涯学習課長

19 ページ。

○教育長

はい。

19 ページも 11,000 円を 7,000 円に。よろしいですかね。

他、ご意見ご質問等なければ、この件につきまして、決裁を行いたいと思いますが、議案第 26 号について訂正した箇所がございますけども、これにつきましては承認ということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では議案第 26 号の「香南市駅伝競走大会選手派遣補助金交付要綱の策定について」は承認されました。

続いて、日程第 7、議案第 27 号「香南市立小中学校における医療的ケア運営協議会設置要綱の一部を改正する告示について」説明をお願いします。

○学校教育課長

はい。

香南市立小中学校における医療的ケア運営協議会設置要綱の一部を改正する告示を提出します。

提案理由は、医療的ケアの運営について、小・中学校と保育所、幼稚園及び認定こども園が各々行っていましたが、医療的ケア看護師の体制や運営について一緒に行うことで、医療的ケア看護師の協力体制や保幼小中での連携が図れることから運営協議会に保育所、幼稚園及び認定こども園を含めるため要綱の一部を改正するものです。

新旧対照表の 14 ページをご覧ください。

まず表題中の、「香南市小中学校における医療的ケア運営協議会要項」の表題中「小中学校」の次に「及び保育所等」を続いて、第 1 条中の「及び」を「、」に改め、「中学校」を「、中学校、保育所、幼稚園及び認定こども園」に、「学校」を「学校等」に、「医療的ケア」のちょっとスペースが空いているところを詰めると、「医療的ケア」の文言は変わってないです。

「香南市立小中学校」の次に「及び保育所等」を加えるということです。

続いて、第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中の「学校」を「学校等」に改め、第 3 条中 1 項中の第 9 号を 11 号としまして、同項の前に 1 号を加えると、10 号として「主任看護師」というのを新たに新設します。

また、第 3 条の 8 号を 9 号としまして、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げて、第 3 号の次に 4 号として「香南市立保育所長、幼稚園長及び認定こども園長」というのを新設します。この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するということです。

以上です。

○教育次長

すいません、1 つ訂正になります。

議案書の 22 ページのところに改正の本文がありますけど、4 行目のところで、第 1 条中「及び」を「、」に改め、「中学校」を「、中学校」と直すようになってますが点が重複するので、中学校の後の括弧の次の点、中学校の前の点というものをちょっと削除したいので、その修正をお願いします。

○教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。

それでは議案第 27 号について採決を行います。

議案第 27 号について承認するというご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 27 号「香南市立小中学校における医療的ケア運営協議会設置要綱の一部を改正する告示について」は承認されました。

続いて、日程第 8、議案第 28 号「香南市立学校等準公金取扱要領の一部を改正する訓令について」説明をお願いします。

○こども課長

議案第 28 号「香南市立学校等準公金取扱要領の一部を改正する訓令について」、香南市立学校等準公金取扱要領の一部を改正する訓令を提出する。

提案理由、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において準公金（長期休暇時における工作代の徴収など）を取り扱う必要があるため改正するものです。

新旧対照表により補足説明をいたします。

一番最後のページ、16 ページをお願いいたします。

児童クラブではこれまでおやつ代を現金で徴収をしておりましたので、本来であればこの要領に記載をしておくべきことでしたが、出来ておりませんでした。

そもそも現金の取り扱いにつきましては、市全体として行わないように取り組んできているところですので、来年度からは口座登録が出来ている方については、保護者負担金と一緒におやつ代を口座引き落としで行います。

手続きが出来ていない方については納付書により指定の金融機関で支払っていただくように、納付方法を変更することにしております。

ただし、児童クラブは特に夏休みなど長期休みに行う行事の中で、材料代を徴収することや、1 回ないし、もしくは 2 回程度になるとは思いますが、お弁当を注文をして、その注文された方についてのお弁当代を徴収することが考えられること、そして放課後こども教室につきましても、事業内容により材料代や参加費を徴収することが考えられますので、現金を取り扱う施設として、放課後児童クラブと放課後こども教室を加えるものです。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

○教育長

はい。

ただいまの説明にご意見ご質問ございませんか。

○百田委員

今日、要項を全部持ってきてないですが、PTA の会費なども準公金の取り扱いになってますけどどうなのかなと思って。他にも市の職員が会計、通帳を持ってやっている、結構ありますよね。

どうなのかなあとは思っています。

○こども課長

百田委員がおっしゃられるように、「学校等」ですので学校も含めてになりますけれど、PTA の会費、あと授業で使う教材費などを学校も保育所、幼稚園も実際徴収をしております。集めたお金を、現金を金庫に入れてとか、あと園によっては通帳を作っておいて、それに入金し、PTA の会計さんが来られたときに現金を渡す、もしくは、材料代であれば業者の方が集金に来られた時に現金でお支払いをするというやり方をしております。

現場の方からも現金の取り扱いをしない形で、その徴収方法をデジタル化も含めてですけど、考えて欲しいという要望は、もちろん出てきておりますので、それについてはお釣りが必要なのかとか、お金が合うのか合わないのかとか、もろもろのことが出てきますのでそれは今後の課題というところにはなっています。

それと、あと職員がその役として現金を取り扱っているということについては、仕事として扱っているのと、そうでない個人としてたまたま市役所の職員だけれど、個人として役を受けて、会計をやっていることは、ちょっとさび分けをして、この要領の中では必要があるとは考えていますけど、どの団体にしてもお金に関わるということは、やっぱり注意を払うべきことであり、職員であろうとそうでない市民の方であろうと、やっぱりお互いが気をつけていくべきことであるとは思っています。

○教育長

はい、課題ですよね。学校でもそうですけど。

○百田委員

官公庁を含めいろんな団体で現金は持つな、預かるな、になっているので早めに取り組んでいかなければいけないと思います。

○教育長

その現金預からんとなった時に保護者がどうやってってなったら、「振り込み」っていう話になって、ここに別がまた発生する。振込料が発生して、何百円のものに幾らの振り込み料でっていうことやったりとか、考えたらもう本当はもうやっぱり電子マネーっていうところに、もう一気に持っていけないかんがやろうけど、そのシステムがまだ市の中でもそういう形でやりゆうのってないでしょ、この建物の中でね。

はい、よろしいでしょうか。

では、採決を行います。

議案第 28 号について承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では、議案第 28 号「香南市立学校等準公金取扱要領の一部を改正する訓令について」は承認されました。

次、議案第 29 号ですけど、その前に一旦休憩を入れたいと思います。

あの時計で半からで、2 時半再開で休憩とします。

(休 憩)

○教育長

再開します。

それでは、非公開とさせていただきます。

日程第 9 議案第 29 号 香南市教育委員会事務局及び幼稚園等職員の人事異動について
審議・採決（非公開）

○教育長

秘密会を解きます。

議案につきましては、もう先ほどまでの分で終わっておりますので、あと報告になります。

まず、日程第 10、報告第 1 号ですけども、「令和 7 年度香南市教育行政方針について」、これ以前皆さんからご意見等いただいて、いただいたご意見を反映させるというか、という形で修正をしたものとして、改めて見ていただこうと思っております。

これはもう議案ではなくって、報告ともうこちらの方で手直しさせていただいてということで、前に了解いただいておったものになりますので、これについては補足説明します。

○教育次長

はい。

それでは前回、修正を事務局にお任せいただいた上で承認を得たことで、修正した部分につきまして簡単に説明をします。

まず 6 ページになります。

特別支援教育保育の推進のところちょっと不要な文字が一時入っていましたので、それを削除しています。

同じく 6 ページの人権教育の推進のところの、香南市いじめ防止基本方針の改定というのが具体的施策の中ボチのところであったんですけども、市の基本方針は前回教育委員会で承認をいただき改定をしましたので、令和 7 年度については各小中学校のいじめ防止基本方針の見直し改定ということに修正をしています。

次に 9 ページです。

生徒指導の充実の本文中にのりしろ期という言葉がありますが、分かりやすくするために注釈を追加しております。

次に同じく 9 ページの教員の働き方改革の推進と、13 ページのスポーツに親しむ環境体制の充実の項目にある部活動の地域移行というところに関してご意見いただきましたように、地域連携・地域移行というふうに、地域連携という言葉を追加しております。

最後に 12 ページです。

具体的な取り組みとしまして、夜須公民館の高圧機器更新工事というものが入っていましたが、ちょっと実施年度を変更しまして、令和 7 年度には行いませんので、その事業を削除しております。

以上の箇所を修正して、香南市の令和 7 年度の教育行政方針という形で完成をさせていきたいと思っております。

以上です。

○教育長

ただいま説明がありましたが、報告ではありますけども、なお、ご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですかね。

では続いて、日程第 11、報告第 2 号「香南市いじめ防止基本方針について」、これも中身修正しておりますので、説明をお願いします。

○学校教育課長

はい。

ご意見いただいたことで、最初 1 ページ開いてもらった目次なんかも見やすくレイアウトを考えて変えています。ページ数なんかも示して。なお、2 ページのところの最後に、始めをずっといった最後に香南市というのを入れています。

あと、このレイアウトなんか表題とか章などが分かりやすいように色変えたり、文字を大きく太字にしたりというようなことで、またページもレイアウトの関係で読みやすいようにということで変更しています。

なお冊子にしたときに分かりやすいように、両脇にこの第 2 とか第 3 というようなことで文字入れています。

それと後、25 ページのところですけども、百田教育委員から意見ありました学校評議委員会等のこの中に、開かれた学校づくりとか学校評議委員会とかってところが以前のやつには会の部分が入ってたんですけど、今この学校運営協議会コミュニティスクールの中で一体化してやっているところもあるので、この学校運営協議会（コミュニティ・スクール等）を推進することにより、ということで文言をシンプルに修正さしてもらっています。

大まかに変更したところは以上です。

○教育長

はい。

目次のところの第 2 の 2 の (1) の だけ太字なのは他の丸とは何か意味が違う。文字が強調になっちゃうやつが、そっから後ろの丸のやつは全然なっていないけど、意図があってこれがあるのか、単純に何か作業で残っただけなのか。

○学校教育課長

ちょっと確認をします。
同じにそろえた方がいいのかな。

○**教育長**

意図がなければね。

○**学校教育課長**

下の重大事態のところも同じような形式なので、それは同じフォントになってるので、強調されてないので。 あいうえを考えると、そこは確認して修正をします。

○**教育長**

他、何かご質問等ございませんか。

前のときに気が付いてなかった。子ども食堂って入ってきちゅうね。25 ページ。

子ども食堂の設置や運営の支援を行います。っていう一文があるけど、子ども食堂の設置運営、設置と運営と支援とって要は子ども食堂どこが主催しゅうかで、立場がバラバラのあらゆるバージョンを想定した書き方やと思うぐらいやけども、こういう設置であり運営であり支援でありっていう、このどれにもが香南市の場合、子ども食堂に対して実際のところがそれぞれのバージョンがある。設置運営ある？

○**生涯学習課長**

設置はないですね、社協さんがやられたり、民間がやられたり。

○**学校教育課長**

市が運営をしてるところはない。

○**生涯学習課長**

ないです。

○**教育長**

支援という言葉が、設置しているところや運営しているところに支援っていう読み方でくくったら嘘ではないけど。支援で切って、支援をする。よそがやりよったら運営も支援もするっていう、その設置がうちの枠の中に入るか入らんかってちょっと大きな話のような気がするんやけど。

○**百田委員**

子ども食堂。福祉事務所。

○**生涯学習課長**

福祉事務所ですね。

○**教育長**

教育委員会が直接的に子ども食堂にお金も含めて人間的なことも含めて、何にも触ってない状態だね、あることは知っているぐらいで。

これ、どうやろうね。

県のやつをポンとはめてこうなったってことじゃないかと想像するけど。

○**森本委員**

今、何もしてないんだったらおかしくないですか。

○**教育長**

おかしいですよ。

将来的に支援することが出てくる可能性はあると思うけど、子ども食堂が今から減っていくっていう見通しは立たないので。ただちょっと気になる。

どうしましょう。

○**百田委員**

子どもたちの見守りの場。

○**学校教育課長**

との連携ぐらいですかね。

○**教育長**

連携。

○**学校教育課長**

見守りの場としての、どういう状況ですかっていうことを聞いていくとか。子供の状況を。

- 教育長
そうよね。
福祉事務所とは連携しうわね。
- 学校教育課長
はい。
- 教育長
福祉事務長とは連携しているのであれやけど。
- 森本委員
福祉事務所も子ども食堂ということに関して連携してないんであれば。
- 学校教育課長
高知県のいじめ防止基本方針も高知県が出していると、そして香南市いじめ防止基本方針も香南市で出していると、というようなこの県の方の考え方としては、県全体だから福祉も全部どの部署もということでこういう書き方になっている。
そしてそれをそのまま取ったので、うちとしても、香南市全体、学校教育、教育委員会だけではなく香南市全体としてこういう捉えで、施設や運営の支援を行いますという香南市として考えたらということの書きぶりだと思います。
- 教育長
このいじめ基本方針そのものが教育委員会単発のものじゃなくて市だから。
- 学校教育課長
ここが香南市となっていて、県のいじめ防止基本方針も高知県になってるんです。
今までは、香南市いじめ防止基本方針は教育委員会が出してました。
ここには何もなくて最初に香南市教育委員会と、香南市教育委員会も作成するんですけれども香南市全体でとの考え方や書きぶりになっていると。市としての。
- 教育長
そしたら、この基本方針そのものの最終決裁はどなた。
- 学校教育課長
ということで市となったら、やっぱり市長まで持っていけないといけない。
今までは香南市教育委員会が作成した。
- 教育長
市長も通さないかんし、そこで協力関係団体としてのさっきのその福祉事務所とか、明らかに強く関わりが持てるようなところには回議もまわして見てもらった上で、市長決裁でこれが仕上がっていたら、別にさっきの子ども食堂も消す必要ないし、そもそもそういうものですよっていうふうにこれが見られるものであれば、事務局的に教育委員会が作成したという話になっていく。
そういう意味でそうになったら、これって議会とかもどうするのかな。
- 教育次長
議会はいらないと思います。
- 教育長
議会是要らない。
- 学校教育課長
そこをちょっともう1回確認。
最後に、香南市を入れるところでちょっと引っかかったんですが、どこが作ってるのかっていうと、2 ページ最後、はじめにの最後に、先ほど言いましたけども「香南市」と入れたけれども、ここが香南市だったらやっぱり市長まで決裁が要るんじゃないかなと。
ちょっとそこを確認してから、最終もう一度確認。
- 教育長
はい。
- 森本委員
さっきの文言ですけど、子ども食堂の。これが福祉課とか市だとしても、ちょっとこの書き方が、実際に補助金であるとかそういうことがないということであれば、やっぱり子ども食

堂の設置運営を行う団体との連携とか、今のやってることに即したような文言に変える。

○教育長

福祉事務所が設置しちゅうがやったらって話ですよ。

○森本委員

はい。福祉事務所が実際にそういうことをされてるかによって、ちょっとややこしい感じに聞こえるかなという感じです。

○百田委員

福祉事務所。社協。

岸本は民間だけど、社協が手伝っている。

○教育長

なので、そういう抜けが落ちんようにするために、福祉事務所とか他が関連があるよ、みたいなところはちょっと学校教育課の方でもう1回ちょっと目を通してピックアップして、この部分については、多分メイン福祉事務所だと思うけどについてチェックをお願いしますっていうことをまず1つやった上で、最終、市長決裁っていう段取りを踏まないかんかなと。

すいません、議案でないところでなんかちょっとまた戻って戻ってなってますけど。

よろしいですかね。

ちょっとまたチェック入れます。

そしたら次、日程第12「教育長の報告」ではありますけども、まず各課、課長のほうから報告ございませんか。

○こども課長

こども課から「来年度の児童クラブ受け入れ」のことで報告させていただきます。待機児童がちょっと出ておりますのでそのことについてです。

まず、野市小学校が待機20人、野市東小学校が14人、香我美小学校が5人、夜須小学校が3人待機児童になっております。

この待機児童の数字については県の方へ毎年報告をするようになるんですけど、50人を超えると、全国へお知らせが行く報告書の中へ載ってくる形になります。今48人。

それと放課後子ども教室についてです。今年度で岸本地区を閉所するようになっています。

26日の水曜日の午後、そこへ通っている子どももそうですし、その子どもさんのごきょうだいかおうちの方も含めて、ピザづくりをするようにしています。簡単にホットプレートで作るピザとオーブンを使って焼くピザと2種類つくる予定しています。そこで、閉所式というのを簡単にして終わりということになっています。

それと合わせて野市小学校の放課後子ども教室のスマイルっていう名称に通称名してますけど、そちらの申し込みが今48人きています。

地域連携室で遊ぶ子どももいれば、宿題をする子もいるという、なかなか騒がしい体制になるので、校長先生にご相談をさせていただいて、隣にパソコン室があるんですけど、そちらの方で宿題をする子はする。遊ぶ子は地域連携室で遊ぶという区分けをさせてもらいたいなというふうに思っています。

一番申し込みがあったのは6年生です。

実際児童クラブもそうですけど、お断りをした中には4年生もいます。そうすると保護者は誰々さん家は行けるのに何でうちは行けませんかという、そういった問い合わせっていうのがやっぱり数件あっています。担当の方からは説明をさせていただくんですけど、やっぱり不安、子どもさんを家におくっていうことの不安っていうところが言葉の中に大きく出てきているっていうところを感じるところです。

おうちの方にとったら不安でしょうけど、子どもの成長を考えたときに1人で留守番ができる、お留守番ができるようなあり方っていうのも急には無理だと思うので、少しずつ時間をかけてやっていってもらう、促していくっていうことも必要なのかなとは思っています。

こども課からは以上です。

○亀川委員

今年になって急に待機児童が増えたっていう話ですか。

○こども課長

そうです。

○**亀川委員**

要因みたいなものは。

○**こども課長**

こちらの勝手な考えですけど、長期、特に長期休み、夏休みに誰かに見てもらいたい。夏休み見てもらうためには児童クラブに入っていなければ見てもらうことができない。それが上の学年になっても、保護者さんがそういう思いを持っている方が多くなっている。というのが、今までとはちょっと違う要因の一つかなというふうにこども課では考えています。1年生とか2年生、下級生の人数も増えてますけど、それは当たり前というか、共稼ぎも増えて、申し込みの件数が増えてきているのもあり得る話だと思います。上の学年になっても引き続きというのが多いという感じです。

○**森本委員**

待機児童になられてるお子さん、学年でいうと、大きいお子さんなんですかね。

○**こども課長**

多いですね。

○**森本委員**

3年生ぐらいまでの。

○**こども課長**

3年生、4年生、5年生が多いです。

○**森本委員**

3年生の子なんかもいて、でも続けていく中のお子さんにはもうちょっと大きいお子さんもちろんおられる訳ですよ。なかなかそこが難しいとこですよ。

○**こども課長**

単純にご両親が働いているからだけでは入れない。特に野市小学校とかは入れない。遠くに働きに行っていて時間までに帰れない。近くに協力してくれる方が全くいませんとかシングルで子育てしているとか。何かの要件が出てこない点数としては上にいかないのが難しい。

○**教育長**

なんでしょう。時代ですかね。

○**こども課長**

それと少数で言うと、支援が必要なお子さんがおられるご家庭の方は特に見てほしい。それも1対1で先生を付けてほしい。というふうなことがポツポツ出てきています。そもそも児童クラブがどういうところなのかということを伝えていかないと、保育所幼稚園のあり方、小学校でのあり方とは違うというところのさびわけがご家庭の方には難しくて、これまでと同じように支援のあり方を求めてくるというのが見られているのかなと思います。

○**教育長**

これ児童クラブとかってというのはもう出来上がったときから、あれですかね。児童クラブって、職員何人で子ども何人っていう枠は。

○**こども課長**

40人までが常勤支援員が2人です。

○**教育長**

40人までが2人。

○**こども課長**

香南市は極力10人程度で1人という形で職員をつけています。

○**教育長**

他、報告等ありませんか。

○**生涯学習課長**

生涯学習からすいません。

市が進めております、公共施設等の適正配置の説明会を今回うちの課ではないんですけども、私、検討委員会に入っておりますので、その状況についての報告をさせていただきます。

昨日、検討委員会を開催いたしまして、今の適正配置に関するパブリックコメントの結果の

報告がまずありました。

書かれてる内容としては、目標値の設定、具体的に言いますと、12年後にどれぐらいの比率で落としていくか、今26万2000平米ぐらいの公共施設の広さがあると。

そのうちの12年後、22年後、32年後にどれほどの数値までに落としていくかっていうことの計画が今回のメインでした。

その中で、32年後までに8万平米とか8万5000平米とかっていう数字を減らす、単純に言いますと3分の1の面積を減らすと、というような目標設定が今回は決まります。

それに対して市民が、市民の野市の方はそのスピードで間に合うかとか、その面積よりもっと早めに削減していかないと、という話もありました。

地域によってはもうちょっと細かい説明が必要とかいろんな話もありましたけども、具体的にあんまりパブリックコメントによって、追及されるような話はあまりなかったです。

結論から言いますと、今年になって実施した山南のまちづくり協議会の説明会と吉川の錦自治会の説明会、西南自治会、これも吉川ですけど、自治会の説明会を開催して地域の説明会をした話をさせてもらおうと、実際説明会に行かれた方がいらっしゃったら分かると思いますが、香南市の財政状況が余りにも悪いので、5年後先に資料があります人口ベースで下がっていくとかいう話もありますけども、どっちかっていうと財政ベースで見てみていくと5年後に基金を約79億、80億ぐらい崩さないとやっていけないような数字が出てました。そうなると基本的に潰れてます、このまちが。

この状況でありながら公共施設がどうこうって話じゃなくて、もっとって話で、野市の時にもっとスピードアップせんと市民に影響してくるんじゃないかという話が出ました。

財政課長の話からも話があって、香南市が潰れかかっている理由の1つが職員の人件費である。

職員の人件費が今後人勤という形で人件費がどんどん上がっていくようになってまして、それが会計年度任用者も上がる。皆さんここで資料的にもお出ししたこともあると思いますが、高知市は職員が505人ぐらいいます。会計年度さんが550人ぐらいおられます。会計年度さんの給料が一気に上がるところもあります。勤勉手当の所で一気にどっと上がった。その人勤が上がっていく度に、財政課長がこれから4億ずつ足りないの、毎年より上がっていくと、これはなかなか止めることができない話になりまして、公共施設だけじゃなくて、人件費の削減、人員削減の話も今回の中で上がったということになってます。

個別の話をしますと、錦自治会と西南自治会の説明会をした時には、全体的に集会所の話をした時に地域に管理をお願いしたいという話をした時に、錦と西南は案外皆さんが想像されている地区の集会所より大きい集会所になります。ですから、この地域で預かるとしても電気代が大きいところで、光熱費で25万年間かかると。

錦でいきますと12万いるという話があったら、これを地域の人たちでお金を出し合うというのはなかなか難しいと言うこともあって、これが夜須でいきますとこの半分以上です。この集会所っていうのは年間5万円とか4万円ぐらいで維持できるんですけど規模感が全然違うよねと話をして、地域支援課の補助事業で光熱水費の2分の1を補助金もらうとか、そういうやり方で地域で何とかできないか、という説明をさせてもらってます。

今まででありましたら、2つの集会所、3つの集会所を1つにしましょうと、がっちゃんこしましょうが出来てきたのですが、この財政状況が去年もらった資料より倍ぐらい悪い資料が出てきたので、これで新しい施設を建てることはなかなかできないので、具体的な話ではなくて、粛々と管理をお願いするということと、人口ベースが徐々に減ってきていることもあるので当面については毎年のように事情を聴きながら、このまま施設を置いておくのか。吉川については、1番遠い集会所が防災コミュニティセンターから1キロぐらいあります。一番近いところ150ぐらい。近いところについてはある程度防災コミュニティセンターに統合するという話で構わないかということで、地域からそういう話が出たら、その年数でやっていくと。

個別で地域ごとに状況は違うので、ということで説明をさせてもらっております。

また違う話でいきますと、山南とか徳王子の公民館の考え方ですが、それこそ大きな施設になります。徳王子の話は前回も話がありましたけど、こちらから徳王子公民館を壊すって話はどうしてもしてないんですけども、徳王子の会長の方から、これ訂正していかないかんがですけど、

自分たちはこの徳王子公民館は浸水エリアなので、ここにお金の投資の話はないと思います。できたら、香我美の市民館の方の横の部屋でも一室構えて、そちらでなんか事務所でも構えてもらったらいいという話は、会長の方からあった。

その時の委員さんが 10 人ぐらいおられてその時は反論も何もなく会は終わったということで、そういう話がというか地域の中で一体的な答えというふうになれば、それで話を進めていくのも可能ですけども、と話はさせてもらってますけど、まだ具体的な話にはなっておりません。。それよりも一番早いのが奈良公民館、香我美町でいくと舞川公民館、東川公民館。香南市で一番人口が少ない地域になります。

舞川公民館も奈良公民館も今は 4 世帯ぐらい。舞川は 4 人ぐらいしかおりません。

こういう状況なので、これを肅々と閉めていくような話になるということで、できたらそういうこういう言い方おかしいんですけど人口がいなくなってるところについては、ちょっと早めな施策というか、話をしていく必要があるというところで今収まっております。

結論を言いますと、皆さんまたホームページを見てもらったらいいんですけども、結論は 32 年後に 3 分の 1 の施設を減らして 3 分の 2 にすると、85,000 m²弱ぐらいを減らしていくって話で、また詳細資料、ちょっとでかいのでまたでき上ったら皆さんにお伝えしたいと思います。

それとさっきのこども課の話のももちろん連携って言うたらおかしいんですけども、今ふれあいセンター本当に子どもたち集まってきて、毎日 30 名以上おります。本当にいっぱいになっています。空いてるところで勉強するのは自由なので、今とりあえずふれあい室を 1、2 全部空けて子どもたちの勉強する場っていう形にしております。

これが、今みたいに待機児童が例えば 20 名とかっていう話になると、その子たちが集まる場所っていう形で自分は構わないと思ってます。

ただ事業にせず子どもたちが例えば帰ってきてそこで勉強する場所なので、フリーのスペースという形で開けているという形で今後も行きたいなと思って、ちょっと支援という形で、職員がついて宿題を教えたりって話はなかなかできる状況ではないので、一応スペースを開けるということで、一応 5 時になったら帰るという約束はしてます。

名前を書いて、来た時はここに名前を書いてくださいということで、一応名簿はあります。

そういう形で今も進めております。図書館についても同じ状態です。

常時ちょっと 20 人から、土日はちょっと少なくなりましたが、平日は 20 人近く集まったりします。

そこはもう子どもの中で中学生もいるので。

ちょっとさび分けて居場所作りをさせていただいてます。

以上になります。

○教育長

それでは特に私の方、教育長の方から報告といったことはございませんので、以上をもちまして、令和 7 年第 5 回の香南市教育委員会の臨時会終了させていただきます。

どうもお疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でございました。

○教育次長

次回、4 月 3 日の午後 1 時 10 分からです。そのまま引き続いて発会式へ行くような形です。お願いします。

閉会 午後 3 時 20 分